

議案第 4 1 号

特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 3 0 年 6 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

特別職の職員で非常勤のものについて、長与町いじめ問題対策連絡協議会等に
係る委員を新たに追加するもの。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部に次のように加える。

長与町いじめ問題調査委員会	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000

別表教育委員会の部に次のように加える。

長与町いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額 7,400
	委員	〃 7,000
長与町いじめ等学校問題サポートチーム	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。